

平成 24 年度 第 6 回東区協議会次第

日時：平成 24 年 9 月 21 日（金）午前 10 時 00 分～正午

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

1 開会

2 副会長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項について

- ・平成 25 年度東区役所費の予算要求の概算について 【区振興課】
- ・（新）地域力向上事業再編方針について 【区振興課】
- ・南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）
及び被害想定（第一次報告）について 【区振興課】

(2) 地域課題について

- ・地域防災委員会からの報告
- ・交通安全委員会からの報告
- ・地域福祉委員会からの報告

4 その他

(1) その他

- 8 月の電力消費量について 【区振興課】
- 東区内現地調査（視察）の開催について 【区振興課】

(2) 10 月の開催予定

第 7 回：平成 24 年 10 月 12 日（金）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

第 8 回：平成 24 年 10 月 31 日（金）午前 10 時から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

11 月の開催予定

第 9 回：平成 24 年 11 月 日（ ） 時 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

5 閉会

平成25年度 東区役所費 予算要求の概要

東区役所

(単位：千円)

| | 25年度当初 要求額A | 24年度当初 予算額B | 増減 (A-B) | 内 容 |
|---------------|----------------|----------------|-------------|--|
| 東区役所費 | | 216,501 | △ 216,501 | |
| 人件費（附属機関の委員等） | | 2,674 | △ 2,674 | ・産業医報酬 ・区協議会委員報酬 |
| 区管理運営事業 | | 50,597 | △ 50,597 | 庁舎、公用車の維持管理経費ほか |
| 広聴広報活動事業 | | 1,664 | △ 1,664 | 広報はままつの取材、編集に係る経費 |
| 公民館管理運営事業 | | 53,058 | △ 53,058 | 天竜公民館ほか4館の維持管理経費 |
| 区協議会運営事業 | | 680 | △ 680 | 区協議会に係る事務経費 |
| 地域力向上事業 | | 16,700 | △ 16,700 | ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業 ・地域課題を解決する区企画事業 |
| 行政連絡文書配布事業 | | 44,390 | △ 44,390 | 行政文書の配布に係る経費 |
| 自治会振興事業 | | 46,738 | △ 46,738 | ・自治会集会所整備助成事業 ・防犯灯設置維持管理助成事業 |
| | | | | |

(新) 地域力向上事業再編方針

市民部 市民協働・地域政策課

(1) 現状と課題

市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため市民等の提案に基づき実施している地域力向上事業は、「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」、「地域課題を解決する区企画事業」の2事業に区分し、平成22年度から各区において実施しており、平成24年度で終期を迎える。

現状において、全区で実施している「地域力向上事業」と、合併時の事務事業調整方針において一市多制度（地域固有事業）として調整され、合併市町村を含む区で実施している「区まちづくり事業」や花火大会などの区大事業など、地域団体等との協働により実施している同種事業が混在化しており、整理する必要がある。

また、本庁各課で実施している区固有のソフト事業や補助金等についても、区役所で実施している区まちづくり事業と重複や混在化している事業もあり、整理する必要がある。

(2) 対象とする事業の基本的考え方

- ① 区民と協働し実施する事業
- ② 区の特徴を活かす事業
- ③ 区民が一体となって参加できる事業
- ④ 地域の身近な課題を解決する事業

※ いずれも継続的に費用が発生する施設の維持管理経費や、後年度の費用が発生する施設整備事業などのハード系事業は対象外とする。

(3) 再編方針

(新) 地域力向上事業を、市民提案に基づく「住みよい区づくり助成事業」と、区民の主体的な活動を支援する「区民活動振興事業」、区の課題解決のため区で実施する「区課題解決事業」の3種類（いずれも仮称）に事業を区分し、平成25年度から実施する。

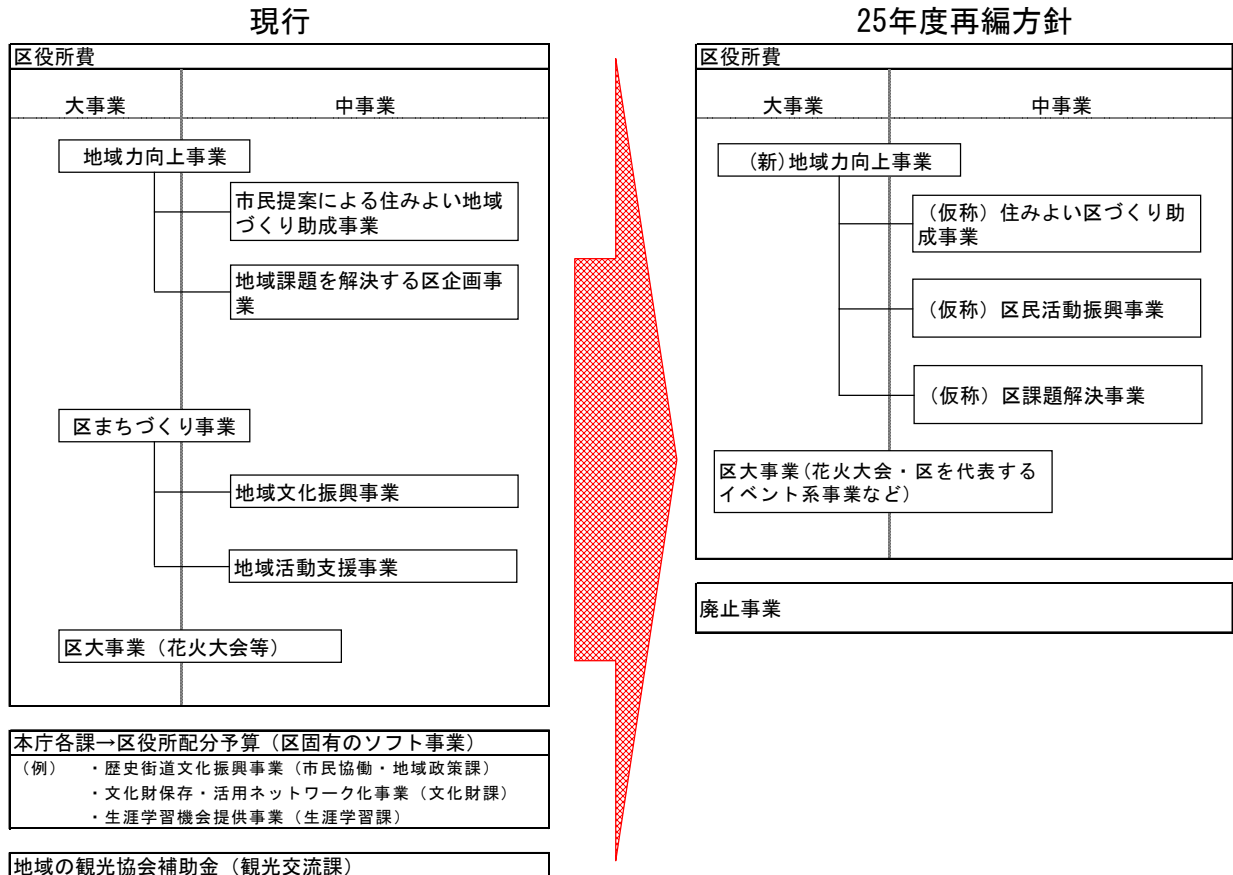
現在各区において実施している地域力向上事業（助成事業及び区企画事業）は、20・21年度に実施した「がんばる地域応援事業」から継続的に実施している事業など、区の特徴となりつつある事業を、「区民活動振興事業」へ再編する。また区を代表する特色のある事業は、区の大事業として再編する。

「区まちづくり事業」として分類されている各事業は、本方針における検討事項に基づき整理し、(新) 地域力向上事業の各事業へ再編する。区を代表する特色のある事業は、区の大事業として再編する。

本庁各課で実施している区固有のソフト事業は、地域力向上事業や区まちづくり事業で実施している各事業と重複していないことなどを整理した上で、(新) 地域力向上事業の各事業へ再

編する。

地域の観光協会補助金は、地域力向上事業、区まちづくり事業の中で観光協会等に支出している事業との重複を確認したうえで、区民活動振興事業へ再編する。



(4) 要綱について

「地域力向上事業要綱」は24年度をもって廃止する。(新)地域力向上事業の市民提案に基づく「住みよい区づくり助成事業」については、一定の統一ルールを設けた上で、各区で要綱を制定し、区において補助対象事業を選定の上、事業実施する。

<補助率の逡減について>

- ・ 前年度以前に交付実施した事業が再度又は再々度採択された場合は、補助率を逡減する（現地域力向上事業で実施している事業も含む）。
- ・ 区として真に必要な事業（イベント等は除く）であり、区長が認める事業については、全額補助も可能とする（その場合の対象事業、限度額などは検討中）。

(5) 区まちづくり事業における検討事項

＜全体における検討事項＞

- ・ 各区を代表する特色のある事業であれば、大事業として予算要求する。
- ・ 地域力向上事業として実施している事業や、他の区まちづくり事業として実施している事業などと統合できる事業は統合して事業実施する。
- ・ 地域固有事業は区全体の事業として実施できるか検討し、できないようであれば廃止する。

＜個別の検討事項＞

| 事業性質別 による区分 | 個別の検討事項の例 | 再編先 | | | 区大 事業 |
|----------------|---|------------|----------|----------|----------|
| | | (新)地域力向上事業 | | | |
| | | 助成 事業 | 区民 活動 | 課題 解決 | |
| イベント | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとに実施している同種の事業を区で統一的に実施するよう検討する。 ・ 負担金等により開催している事業は、実行委員会の実質的な実施主体により再編先を検討する。 | | | | |
| 伝統文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金として支出しているものは、市民提案型の助成事業に再編する。 ・ そのほかの事業は区民活動振興事業へ再編する。 | | | | |
| 文化地域 PR | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の観光協会補助金と重複しないよう調整する。 ・ 各地域で実施しているふるさと大使に関する事業は区の事業として統合する。 | | | | |
| スポーツ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の体育協会に支出している事業は、スポーツ振興課で実施している事業との整合性を検討する。 ・ 地域の駅伝大会は、区の事業として統合する。 | | | | |
| 施設管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外。施設を所管する本庁各課と調整する。 | | | | |
| 施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外。施設を所管する本庁各課と調整する。 | | | | |
| 地域活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料支給事業は、区の大事業としてまとめて実施する。 | | | | |

※事業性質別区分について

| | |
|---------|----------------------|
| イベント | 単発のイベント系事業 |
| 伝統文化 | 地域の伝統文化などを保存・伝承する事業 |
| 文化地域 PR | 地域の文化や資源を情報誌等で発信する事業 |
| スポーツ | スポーツ大会などの事業 |
| 施設管理 | 施設の維持管理事業 |
| 施設整備 | 施設等の整備事業（単年度） |
| 地域活動 | その他の地域活動事業 |

南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告） 及び 被害想定（第一次報告）について（案）

I 「最大クラスの地震・津波」への対応の基本的考え方

1. 最大クラスの地震・津波の性格

- （1）平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したものである。
- （2）この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

2. 「最大クラスの津波」をどのように受け止めるべきか

- （1）南海トラフにおいて次に発生する地震・津波が、今回示される「最大クラスの地震・津波」であるというものではない。
- （2）東日本大震災の教訓から、命を守ることを最優先として、この最大クラスの津波への対応を目指す必要がある。
- （3）しかしながら、この地震・津波の発生頻度は極めて低いものであり、過度に心配することも問題である。最大クラスの津波の高さや津波到達時間が、実際に避難するに当たって厳しいものであるからといって、避難をはじめから諦めることは、最も避けなければならない。なぜなら、最大クラスの津波に比べて規模が小さい津波が発生する可能性が高いにもかかわらず、避難を諦めることで、助かる命を落としかねない。
- （4）これまで取り組んできた避難訓練などが無意味になるものではなく、条件が厳しくなると受け止め、「非常に大きな津波が起こりうるということ」を念頭に置き、「強い揺れが起きたら逃げる」ということを一人ひとりがしっかりと認識して頂きたい。敢えて言えば、正しく恐れてほしい。

3. 津波対策

中央防災会議は、これまでに防災対策推進検討会議最終報告、津波避難対策検討ワーキンググループ報告、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ中間報告をとりまとめた。

特に、津波避難対策検討ワーキンググループ報告においては、

- ・素早い避難は最も有効かつ重要な津波対策であること
- ・津波による人的被害を軽減するためには、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること
- ・その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は全て

解禁日時

【取扱注意】

テレビ・ラジオ・電子メディア : 8月29日(水) 17時以降

新聞 : 8月30日(木) 付朝刊以降

素早い避難の確保を後押しする対策として位置付けるべきものであることとされているところである。

国及び関係公共団体等は、最大クラスの地震・津波に対して被害を減ずるため、これらの報告で示された地震・津波対策を速やかに具体化し、推進する必要がある。

主な津波対策を以下に示す。

- (1) 「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら避難」を徹底する。
- (2) 津波避難に関する多様な情報伝達手段を整備する。
- (3) 海岸堤防等は、施設の効果が粘り強く発揮できるよう整備を図る。
- (4) 避難場所・避難施設、避難路・避難階段、津波避難ビルなど、安全な避難空間の確保を図る。
- (5) 施設の配置見直し、住居等の高台移転、土地利用計画の策定など、津波に強い地域構造を構築する。
- (6) 津波避難に関する新たな施設・装備等の技術開発を促進する。
- (7) 地震・津波を検知する観測網を整備するとともに、地震発生予測も含めた調査研究を推進する。

4. これまでの経緯等

南海トラフの巨大地震については、内閣府に昨年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(座長:阿部勝征東京大学名誉教授、以下「モデル検討会」という。)において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、本年3月31日に第一次報告として、震度分布・津波高(50mメッシュ)の推計結果がとりまとめられた。

今回、モデル検討会において、第二次報告として、10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果がとりまとめられたものである。

一方、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に本年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」(主査:河田恵昭関西大学教授、以下「対策検討WG」という。)において、南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識の下、当面取り組むべき対策等を取りまとめた中間報告を7月19日に策定した。

また、対策検討WGにおいては、並行して被害想定手法等について検討を進め、今回、第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果がとりまとめられたものである。

Ⅱ 津波高・浸水域等（第二次報告）について

1. 津波高及び浸水域等の推計について

(1) 推計の考え方

南海トラフの巨大地震による津波について、津波断層モデルは、2011年東北地方太平洋沖地震や世界の巨大地震の特徴等を踏まえ、大すべり域、超大すべり域を持つ最大クラスの津波断層モデルを設定し、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用い、海岸での津波高、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深を推計した。

設定した長大な津波断層モデルの破壊の仕方については、第一次報告のように同時に断層全体が破壊するモデルではなく、津波断層が破壊開始点から順次破壊していく効果が見えるモデルとし、断層運動による地殻変動についても、防災上の観点から、陸域の沈降の効果は考慮するが、陸域の隆起の効果は考慮しない条件設定とした。

堤防（水門を含む）条件については、津波が現況の堤防を越えた時点で堤防が機能しなくなる（破堤、堤防なし）条件とした。堤防のモデルとしては、メッシュの境界に堤防に相当する板を設定している。なお、液状化現象に伴う堤防の沈下等は考慮していない。

検討ケースについては、大すべり域及び超大すべり域が1箇所の場合を、「基本的な検討ケース」（計5ケース）とし、「その他派生的な検討ケース」（計6ケース）を加えた合計11ケースのそれぞれについて津波高・浸水域等を推計した。

なお、市町村別の津波高の最高値を示した場合、特異な地点のみを示すことになる可能性もあることから、市町村の全域の平均値を併せて示すこととした。

(2) 津波高の推計結果

今回報告の10mメッシュの津波高と、第一次報告の50mメッシュの津波高とを比較すると、両者は概ね±1mの範囲で一致している。しかし、個々の地点を見ると、今回の結果の方が、より高くなる場所やより低くなる場所がある。これは、10mメッシュの津波の推計には、50mメッシュに比べ、地形の微細な変化がより正確に反映されており、津波高の精度がより高くなることによる結果である。

津波高の精度が高まると、海岸地形の変化に対応し津波高の変化が大きくなる。このため、各検討ケースの津波高について、全体が概観できるよう、各市町村の津波高の最大値に加え、各市町村の全域の津波高の平均値を算出し、合わせて整理した（別添資料1-2、1-3）。

これらから、大すべり域及び超大すべり域が設定された地域の津波高が他の地域に比べ高くなっていることが分かる。また、東京都島嶼部、紀伊半島、四国及び九州地域については、地形条件及び断層のすべり量等の関係から、それぞれの沖合に大すべり域及び超大すべり域がないケースにおいても、津波高が比較的高くなっていることが分かる。

一般的に、津波は、岬の先端、V字型の湾の奥、切り立った崖等で高くなる。市町村毎に津波高の平均値と最大値を比べると、平均的には最大値は平均値の約1.5倍、地域によっては2～4倍程度となるところもある。

解禁日時**【取扱注意】**

テレビ・ラジオ・電子メディア : 8月29日(水) 17時以降
 新聞 : 8月30日(木) 付朝刊以降

ケース①における津波高の平均値の高さ別市町村数は、以下のとおりとなる。

- ・津波高の平均値（満潮位）が5m以上と想定される市町村数：124 市町村
 （13 都県）
- ・津波高の平均値（満潮位）が10m以上と想定される市町村数：21 市町村
 （5 都県）

注）市町村数には、政令市の区を含む

詳細は別紙を参照されたい。

（3）津波の到達時間

津波断層モデルの津波断層域は、駿河湾域から四国の内陸の直下にまで及んでおり、地震の発生と同時に津波が襲来し始め、さらに、トラフ軸近くの超大すべり域で発生した特に大きな津波が押し寄せてくることとなる。

このような特に大きな津波がそれぞれの海岸に襲来するまでの時間は、駿河湾の沿岸地域のようにトラフ軸のすぐ傍にある地域では、地震発生から数分後には5mを超える大きな津波が襲来し、高知県等のようにトラフ軸から少し離れた場所では、5～10mを超える大きな津波は地震発生から20～30分後となる。また、伊勢湾や大阪湾の奥に津波が襲来するにはさらに時間を要し、1時間～1時間半程度後となる。

巨大地震になると、長大な津波断層域のそれぞれ場所で発生した津波は、互いに重なりあい、更にそれらが海岸で反射しながら、各地域の海岸に何度も押し寄せる。第1波だけでなく、その後も、5、6時間から半日程度は繰り返し大きな津波が襲来するので、警戒が必要である。

（4）浸水域の推計結果

浸水域は、それぞれのケースにより異なるものの、関東から四国・九州の太平洋沿岸等の極めて広い範囲で想定され、最大となるケースの浸水域は約1,015km²であり、東北地方太平洋沖地震時の浸水域（561km²）の約1.8倍の広さとなる。

ケース①における浸水面積別市町村数は以下のとおりとなる。

- ・千ヘクタール以上2千ヘクタール未満 17 市町村
- ・2千ヘクタール以上3千ヘクタール未満 5 市町村
- ・3千ヘクタール以上 2 市町村

詳細は別紙を参照されたい。

（5）時間差を持って地震が発生した場合の津波

震源断層域がいくつかの地震に分かれて時間差をもって破壊する場合は、南海トラフ沿いの浅部領域まで破壊する地震となる可能性は低く、「超大すべり域」は持たない可能性が高いと考えられる。このため、時間差を持って発生する地震としては、「大すべり域」のみを持つ地震を想定することとした。

その結果、地震が時間差発生した場合の津波高は、地域によってはそれぞれが単独で発生した場合の津波高よりも高くなるが、今回想定最大のクラスの津波高を超えることはないことを確認した。

2. 震度分布について

(1) 推計の考え方

強い揺れ(強震動)を引き起こす地震波は、震源断層面に一様に発生するのではなく、特定の領域(強震動生成域)において発生することが知られている。そのため、震度分布を推計する強震断層モデルについては、中央防災会議(2003)モデル、2011年東北地方太平洋沖地震や世界の巨大地震の特徴等を踏まえて、強震動生成域を4ケース設定することとし、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。さらに、これを補完するため、経験的手法(震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法)による震度もあわせて推計した。防災対策の前提とすべき震度分布は、これらの震度の最大値の分布図とした。

なお、今回の推計では、浅い地盤構造モデルについて、その地点のみでなく周辺のボーリングデータも用いて、一部修正を行っている。

(2) 震度分布の推計結果

浅い地盤構造モデルを修正したことにより、震度分布がわずかに変わった。最大震度別の市町村数は以下のとおりである。

- ・震度6弱が想定される地域は、21府県 292市町村(21府県 292市町村)
- ・震度6強が想定される地域は、21府県 239市町村(21府県 242市町村)
- ・震度7が想定される地域は、10県 151市町村(10県 153市町村)

注) ()内は、3月31日の前回推計(第一次報告)

注) 市町村数には、政令市の区を含む

3. 主な留意点について

- (1) 今回推計した震度分布・津波高・浸水域は、国の広域的な防災対策の立案や応援計画等を検討するための基礎資料とすることを目的としたマクロ的な推計である。
- (2) 地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、今回推計した震度分布・津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得ることに留意する必要がある。
- (3) 今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討したものであり、より安全性に配慮する必要がある個別重要施設については、個別の設計基準等に基づいた津波の推計が必要である。
- (4) 今回推計した津波高及び浸水域は、(1)に示すとおりマクロ的な推計であることから、津波防災地域づくりに関する法律第8条の規定により都道府県が津波浸水想定を設定する際には、今回の津波断層モデル等も参考にしつつ、科学的知見をもとに地域の実状を踏まえ、今回の想定津波も含めあらゆる可能性を考慮した上で対象津波を設定すること、また、「津波浸水想定の設定の手引き(国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室)」等を参考にして、より詳細な浸水計算を実施することが望ましい。

Ⅲ 被害想定（第1次報告）について

対策検討WGがまとめた「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」を別添資料2-1に、また、被害想定手法を別添資料2-2に示す。

1. 対策検討WGが推計した被害想定目的

対策検討WGにおいては、Ⅱで述べた震度分布や浸水域等をもとに、以下に示す目的のために、建物被害・人的被害等を取りまとめたものである。

- (1) 従来より、中央防災会議において、地震・津波対策を講ずるにあたっては、まず、対象地震に対する地震動と津波を推計し、それらに基づき被害想定を行った上で、地震対策大綱、地震防災戦略、応急対策活動要領等を作成するなど、国として実施すべき各種の防災対策を立案し、施策を推進してきたところである。
- (2) 被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像を明らかにすること、被害規模を明らかにすることにより防災対策の必要性を国民に周知すること、広域的な防災対策の立案、応援規模の想定に活用するための基礎資料となるものである。
- (3) あわせて、防災対策を講ずることによる具体的な被害軽減効果を示すことで、防災対策を推進するための国民の理解を深めるものである。

2. 被害想定の設定と項目

(1) 想定する地震動・津波

被害想定を行う地震動は、モデル検討会で検討された地震動5ケースのうち「基本ケース」と揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について実施した。また、津波はモデル検討会で検討された津波11ケースのうち、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれで大きな被害が想定される4ケースについて、それぞれ地震動と津波を組み合わせる被害想定を実施した。

(2) 想定するシーン

想定される被害が異なる3種類の特徴的シーン（季節・時刻）を設定した。具体的には、①冬・深夜：多くの人々が自宅で就寝中に被災、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。②夏・昼：木造建築物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯。③冬・夕：火気使用が最も多い時間帯

火災による被害は、平均風速と風速8m/秒の2ケースを設定、上記の時間帯3シーンと併せて6つのケースで推計した。

(3) 被害想定項目

建物被害は、揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩壊、地震火災について全壊棟数を推計した。また、その他にブロック塀等転倒数、自動販売機転倒数、屋外落下物が発生する建物数についても推計した。

人的被害は、死者数として、建物倒壊、津波、急傾斜地崩壊、地震火災、ブロック塀の転倒等について推計した。また、その他に負傷者数、揺れによる建物被害に伴う

解禁日時

【取扱注意】

テレビ・ラジオ・電子メディア : 8月29日(水) 17時以降
新聞 : 8月30日(木) 付朝刊以降

要救助者、津波被害に伴う要救助者についても推計した。

(4) 主な被害想定算定手法

被害想定に当たっては、従来の算定手法を基本としつつ、東北地方太平洋沖地震を含め近年の地震等の新たなデータが得られ、反映できるものについては被害率等に反映させて推計を行った。

- ① 建物被害については、建物の築年による被害の違いを反映
- ② 液状化による建物被害は、液状化による地盤沈下量と全壊率との関係から推計
- ③ 津波による人的被害は、新たに避難開始タイミングと津波到達時間の関係から推計する手法を採用し、避難開始の違いによる二つのケースについて推計

3. 主な被害想定結果

- (1) 建物被害のうち、揺れによる全壊数は地震動が基本ケースで約62万7千棟、陸側ケースで約134万6千棟
- (2) 液状化による全壊数は、地震動が基本ケースで約11万5千棟、陸側ケースで約13万4千棟
- (3) 地震火災による焼失数は、時間帯・風速の組合せで、冬・深夜・平均風速のケースが少なく、冬・夕・風速8m/秒のケースが各ケースとも最も多くなる。
例) 東海地方が大きく被災するケース、地震動が基本ケース
冬・深夜・平均風速: 約5万棟、冬・夕・風速8m/秒: 約31万棟
- (4) 人的被害のうち、建物倒壊による死者数は、在宅率が高い冬・深夜が多く、夏・昼が少ない結果となる。
- (5) 津波による死者は、避難に要する時間がかかる冬・深夜のケースが最も多くなる。
- (6) 人的被害において、津波による死者の割合が大きいことから、各ケースとも冬・深夜のケースが最も多くなる。

地震動の2つの設定、発生時刻と風速の組合せの6ケースの設定条件で、想定結果は大きく異なる。また、人的被害については、それに加え、津波発生時の早期避難率の2つの設定で大きく異なる。

東海地方、近畿地方、四国地方及び九州地方で、それぞれが大きく被災するケースで、今回の想定組合せで推計される被害想定のおおきさは下記のとおりである。

- ① 東海地方が大きく被災するケース
全壊及び焼失棟数: 約954千棟～約2,382千棟 死者: 約80千人～約323千人
- ② 近畿地方が大きく被災するケース
全壊及び焼失棟数: 約951千棟～約2,371千棟 死者: 約50千人～約275千人
- ③ 四国地方が大きく被災するケース
全壊及び焼失棟数: 約940千棟～約2,364千棟 死者: 約32千人～約226千人
- ④ 九州地方が大きく被災するケース
全壊及び焼失棟数: 約965千棟～約2,386千棟 死者: 約32千人～約229千人

4. 防災対策の効果

今後、防災対策を推進することによって、見込むことができる被害軽減効果について推計した。

- (1) 建物の現状の耐震化率(約8割)を約9割まで上げることによって、揺れによる全壊棟数は、約62万7千棟から約36万1千棟に約4割減少すると推計される。(地震動が基本ケースの場合)
- (2) 早期避難率が低く津波避難ビルが活用されない場合と、早期避難率が高く効果的な呼びかけがあり、かつ、津波避難ビルが効果的に活用された場合を比較すると、津波による死者数は最大で約8割減少すると推計される。さらに、早期避難率が低く津波避難ビルが活用されない場合と、全員が発災後すぐに避難を開始し、かつ、津波避難ビルが効果的に活用された場合を比較すると、津波による死者数は最大で約9割減少すると推計される。(地震動が基本ケースで、冬・深夜に発災の場合)

5. 主な留意点について

(1) 被害想定手法について

今回の被害想定は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大きな地震による被害状況等を踏まえて検討してきた手法により推計を行ったものであるが、各項目の被害想定手法は必ずしも確立されたものではない。また、東日本大震災による被害状況についてはまだ十分に検証できていないのが現状である。

このため、今後、東日本大震災等の検証作業を進めることとあわせて、被害想定手法についても不断の点検・見直しを行い、必要に応じて、被害想定は修正すべきものである。

(2) 地方公共団体の被害想定について

今回の被害想定は、主として広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害の想定を行ったものである。したがって、今後、各地方公共団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要がある。

IV 今後の予定について

1. モデル検討会の今後の検討

長周期地震動の検討を行う。並行して、南海トラフ及び相模トラフの過去地震の震度分布等を調査するとともに、強震断層モデル及び断層近傍における強震動の計算方法等について点検・評価し、必要に応じ、修正を行うこととする。

2. 対策検討WGの今後の検討

第二次報告として経済被害等を含めた被害想定全体像をとりまとめるとともに、予防対策、応急対策、復旧・復興対策を含めた南海トラフ巨大地震対策全体像について冬頃を目途にとりまとめることとする。

解禁日時

【取扱注意】

テレビ・ラジオ・電子メディア : 8月29日(水) 17時以降

新聞 : 8月30日(木) 付朝刊以降

平成24年8月23日

危機管理部危機政策課

内線 2456

南海トラフ巨大地震による津波高(10mメッシュ)、人的・物的被害等

1 概要

国(内閣府)が8月29日15時に記者発表する予定の南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び人的・物的被害想定について、本日(23日)午前中、関係都府県を対象とした事前説明が行われたので、その概要を報告します。

2 震度分布

本県の富士川河口断層帯の北端付近から九州の日向灘南西方向までを想定しうる最大の震源域とし、様々なパターンで計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計。それぞれのケースごとに各市町(政令市は区)の中で最大となる震度が示された(3月31日と同様です)。

| 最大震度 | 数 | 市(区)町名 |
|------|----|--|
| 7 | 23 | 静岡市葵区、駿河区、清水区、浜松市中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、森町 |
| 6強 | 18 | 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町 |
| 6弱 | 2 | 東伊豆町、河津町 |

※ 長周期地震動の長大構造物に対する影響などは、引き続き検討され、結果がまとまり次第、発表される予定

3 津波高(10mメッシュ単位)

地震を引き起こす震源断層面の中で大きくすべる領域をどこに設けるかにより設定された11のケース毎の10mメッシュ単位で計算された津波高が示された。

各市町(政令市は区)の津波高は、下表のとおりである。

(単位:m)

| 市(区)町名 | 南海トラフの巨大地震 | | | (参考) 静岡県第3次地震 被害想定 の津波高 |
|--------|-----------------------------|------------------------|-----|----------------------------------|
| | 3月31日発表 (50mメッシュ) 最大値 | 8月29日発表予定 (10mメッシュ) | | |
| | | 最大値 | 平均値 | |
| 熱海市 | 5.4 | 5 | 4 | 3.1 ~ 3.0 |
| 伊東市 | 7.5 | 10 | 5 | 3.7 ~ 3.0 |
| 東伊豆町 | 11.8 | 14 | 8 | 4.0 ~ 3.0 |
| 河津町 | 11.7 | 13 | 10 | 4.5 ~ 3.0 |
| 下田市 | 25.3 | 33 | 15 | 5.6 ~ 2.7 |
| 南伊豆町 | 25.3 | 26 | 15 | 5.4 ~ 2.5 |
| 松崎町 | 20.7 | 16 | 12 | 6.0 ~ 3.1 |
| 西伊豆町 | 13.8 | 15 | 9 | 6.7 ~ 3.2 |
| 伊豆市 | 11.1 | 11 | 8 | 6.2 ~ 2.9 |
| 沼津市 | 13.2 | 10 | 7 | 10.4 ~ 2.4 |
| 富士市 | 6.2 | 6 | 6 | 3.6 ~ 2.6 |

| | | | | |
|--------|------|----|----|-----------|
| 静岡市清水区 | 10.9 | 11 | 6 | 5.0 ~ 1.5 |
| 静岡市駿河区 | 10.9 | 13 | 8 | 7.4 ~ 2.4 |
| 焼津市 | 10.1 | 11 | 6 | 5.0 ~ 2.0 |
| 吉田町 | 8.7 | 9 | 8 | 4.0 ~ 2.4 |
| 牧之原市 | 12.3 | 14 | 11 | 7.9 ~ 3.5 |
| 御前崎市 | 21.0 | 19 | 13 | 8.2 ~ 3.9 |
| 掛川市 | 13.7 | 14 | 11 | 6.7 ~ 4.1 |
| 袋井市 | 11.4 | 10 | 10 | 5.3 ~ 3.6 |
| 磐田市 | 11.8 | 12 | 10 | 5.1 ~ 2.5 |
| 浜松市南区 | 14.8 | 16 | 14 | 5.1 ~ 3.4 |
| 浜松市西区 | 14.3 | 14 | 4 | 5.6 ~ 1.5 |
| 湖西市 | 17.7 | 16 | 6 | 5.6 ~ 1.7 |

<参考> 3月31日(50mメッシュ)公表時に津波高が話題になった市町の状況 (単位:m)

| 市(区)町名 | 3月31日 | 8月29日 | 10mメッシュ(8/29)の最高津波高の位置 |
|--------|-------|-------|---------------------------------------|
| 下田市 | 25.3 | 33 | 下田湾外狼煙(のろし)崎付近(下田港内は12~15m程度) |
| 南伊豆町 | 25.3 | 26 | 入間富戸ノ浜付近(弓ヶ浜海水浴場は12~13m程度) |
| 松崎町 | 20.7 | 16 | 雲見地区の南西側の海岸(集落外) (松崎海水浴場は13~15m程度) |
| 沼津市 | 13.2 | 10 | 西浦古宇(こう)の付近(内浦重須は9m程度) |
| 静岡市清水区 | 10.9 | 11 | 久能海岸沿いの増(ぞう)付近(清水港内は3~4m程度) |
| 御前崎市 | 21.0 | 19 | 浜岡原子力発電所の周辺 |
| 浜松市南区 | 14.8 | 16 | 中田島砂丘の付近 |

4 浸水域(10mメッシュ単位)

津波高の推計に用いられた11のケース毎の浸水域が示された。

県内の浸水面積が一番広くなるケースでの各市町の浸水域(浸水深1cm以上)の面積は、下表のとおりである。(単位:k㎡)

| 市(区)町名 | 南海トラフ 巨大地震 8月29日 発表予定 | (参考) 静岡県 第3次地震 被害想定 | 市(区)町名 | 南海トラフ 巨大地震 8月29日 発表予定 | (参考) 静岡県 第3次地震 被害想定 |
|--------|--------------------------------|------------------------------|--------|--------------------------------|------------------------------|
| 熱海市 | 0.3 | 0.12 | 焼津市 | 11.1 | 4.07 |
| 伊東市 | 0.5 | 0.14 | 吉田町 | 6.0 | 0.48 |
| 東伊豆町 | 0.7 | 0.16 | 牧之原市 | 10.4 | 1.54 |
| 河津町 | 0.7 | 0.06 | 御前崎市 | 9.7 | 3.10 |
| 下田市 | 4.7 | 0.74 | 掛川市 | 5.3 | 0.87 |
| 南伊豆町 | 3.2 | 0.88 | 袋井市 | 1.7 | 0.24 |
| 松崎町 | 1.8 | 0.84 | 磐田市 | 14.0 | 1.45 |
| 西伊豆町 | 2.5 | 0.43 | 浜松市中区 | 3.2 | 9.54 |
| 伊豆市 | 1.2 | 0.48 | 浜松市南区 | 21.7 | |
| 沼津市 | 6.2 | 2.89 | 浜松市西区 | 18.6 | |
| 富士市 | 2.6 | 1.31 | 浜松市北区 | 0.6 | |
| 静岡市清水区 | 12.3 | 4.07 | 湖西市 | 8.0 | 4.19 |
| 静岡市駿河区 | 3.5 | 0.26 | 計 | 150.5 | 37.85 |

※第3次想定は、堤防、水門等の施設が機能した場合の数字である。

5 人的・物的被害の概数

地震動のパターンと津波のケースにより、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれの地方が大きく被災するケースの被害想定が示された。

なお、それぞれのケースについて、季節・時間帯（冬・深夜、夏・昼、冬・夕）、風速（平均風速、風速8m/秒）、津波早期避難率の高低の変動による被害の違いが示されている。

東海地方が大きく被災するケースのうち、本県の被害が最大になるケースの人的被害・物的被害の概数は、下表のとおりである。

(1) 物的被害（全壊数）[冬18時、風速8m/秒]

| 区分 | 揺れ | 液状化 | 津波 | 急傾斜地崩壊 | 火災 | 計 |
|------|-----------|-----------|--------------------------|---------|-----------|------------------------------|
| 都府県計 | 627,000 棟 | 115,000 棟 | 173,000 棟 (157,000 棟) | 4,600 棟 | 310,000 棟 | 1,230,000 棟 (1,214,000 棟) |
| 静岡県 | 208,000 棟 | 4,900 棟 | 31,100 棟 (30,000 棟) | 600 棟 | 75,000 棟 | 320,100 棟 (319,000 棟) |

※ 上段は、堤防・水門の一部が機能しなかった場合

下段()内は、堤防・水門が機能した場合 …… (2) についても同様

| 区分 | 地震動・液状化 | 人工造成地 | 津波 | 山崖崩れ | 火災 | 計 |
|----------------------|-----------|---------|---------|---------|----------|-----------|
| 第3次想定 (冬18時・予知なし) | 131,183 棟 | 4,774 棟 | 2,240 棟 | 3,546 棟 | 58,402 棟 | 192,450 棟 |

※ 物的被害の計は被害要因間の重複を除外した値であり、合算値と合わない。

※ 第3次想定は、堤防、水門等の施設が機能した場合の数字である。

(2) 人的被害（死者数）[冬深夜、風速8m/秒、早期避難率低]

| 区分 | 建物倒壊 | | 津波 | 急傾斜地崩壊 | 火災 | 計 |
|------|----------|---------|--------------------------|--------|----------|--------------------------|
| | | 屋内 | | | | |
| 都府県計 | 82,000 人 | 6,200 人 | 253,000 人 (230,000 人) | 600 人 | 10,000 人 | 346,000 人 (323,000 人) |
| 静岡県 | 13,000 人 | 1,200 人 | 100,300 人 (95,000 人) | 40 人 | 1,600 人 | 114,300 人 (109,000 人) |

※ 屋内：屋内収容物移動・転倒、屋内落下物

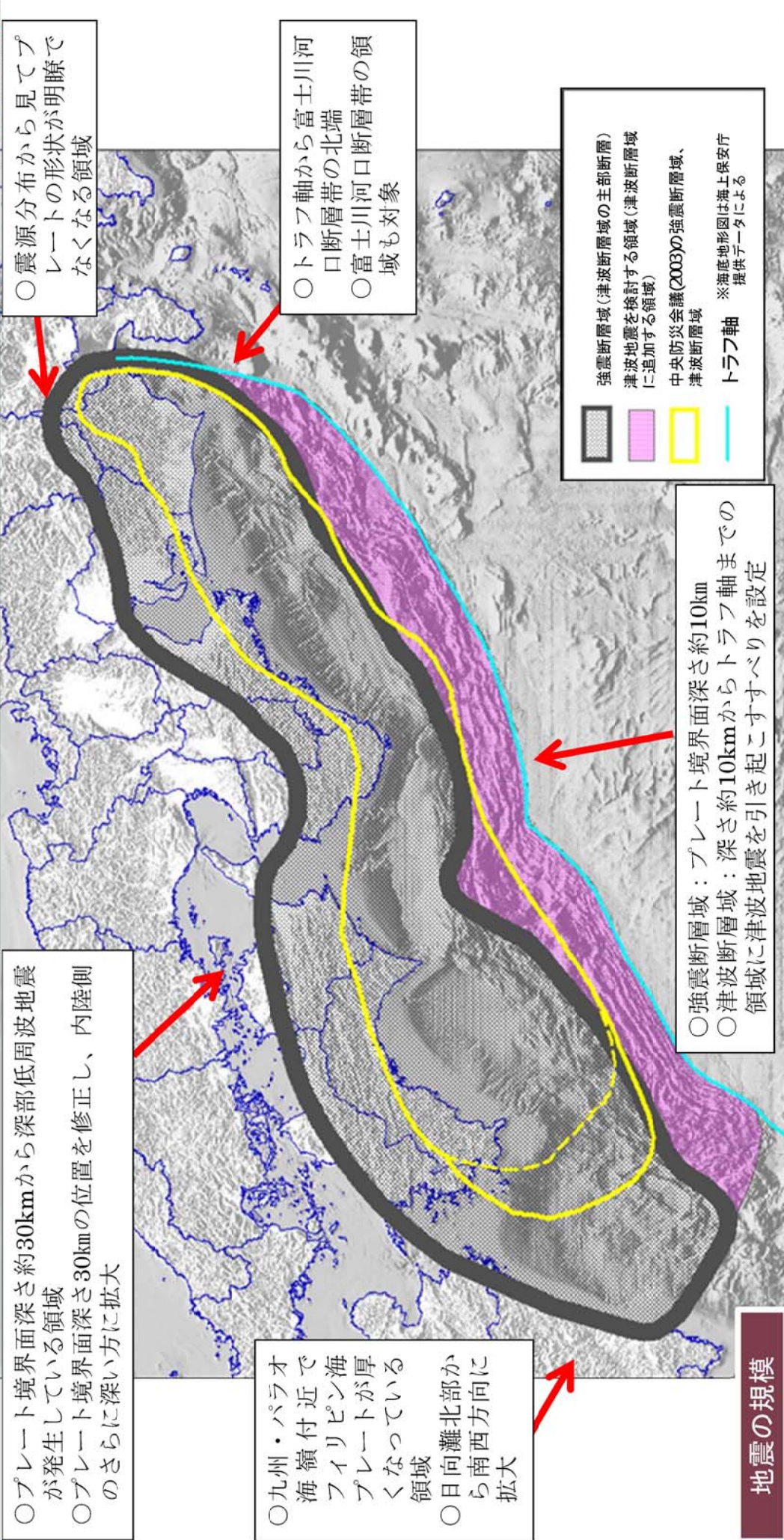
| 区分 | 建物倒壊 | その他 | 津波 | 山崖崩れ | 火災 | 計 |
|---------------------|---------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 第3次想定 (冬5時・予知なし) | 4,646 人 | 306 人 | 227 人 | 555 人 | 117 人 | 5,851 人 |

※ その他：屋内収容物移動・転倒、屋内落下物、ブロック塀・石塀の倒壊、道路上への落石・崩土

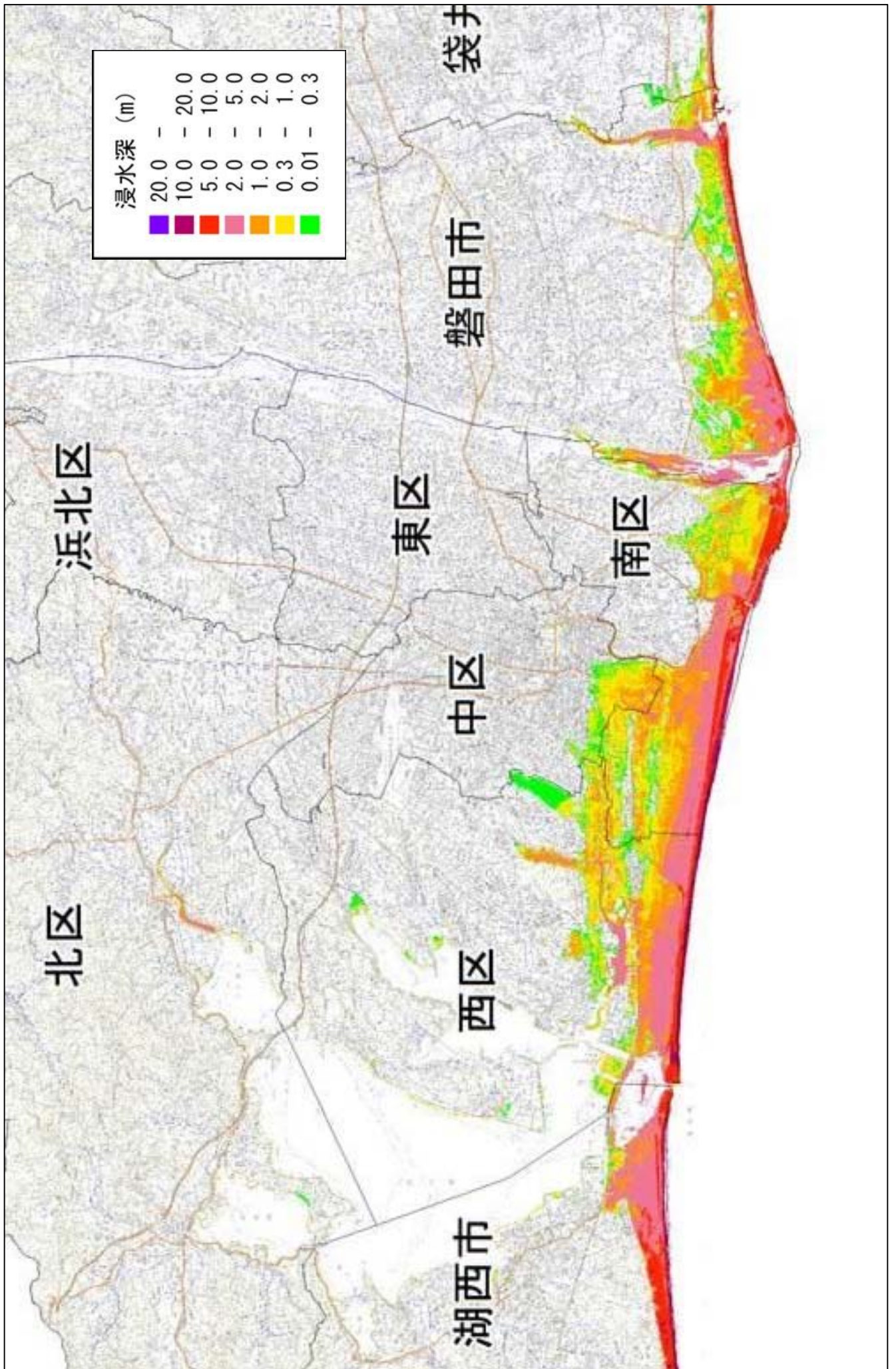
※ 第3次想定は、堤防、水門等の施設が機能した場合の数字である。

6 対応

- ・今後、国が計算に用いた震源モデル、津波波源モデル、地盤データ等の提供を受け、国の計算結果と整合を図りながら、第4次地震被害想定の方針作業を進めていく。



| 地震の規模 | 南海トラフの巨大地震 | | 参考 | |
|------------------|---------------------|---------------------|--|---|
| | (津波断層モデル) | (強震断層モデル) | 2011年 | 2010年 |
| 面積 | 約14万km ² | 約11万km ² | 東北地方太平洋沖地震 約10万km ² (約500km × 約200km) | チリ中部地震 約6万km ² (約400km × 約140km) |
| モーメント マグニチュード | 9.1 | 9.0 | 9.0 (気象庁) | 8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)] |
| | | | | 中央防災会議(2003) 強震断層域 約6.1万km ² |





東区役所の電力消費量削減の取り組み実施状況（8月）について

東区役所の節電対策につきましては、6月22日付「東区役所の電力消費量削減の取り組みについて」に基づき、電力消費のピーク時間帯（午後1時から午後4時）の電力消費量を平成22年度同月比で15%削減することを目標として、昼休み時間帯のシフト、空調機の使用制限等により取り組んでいるところです。

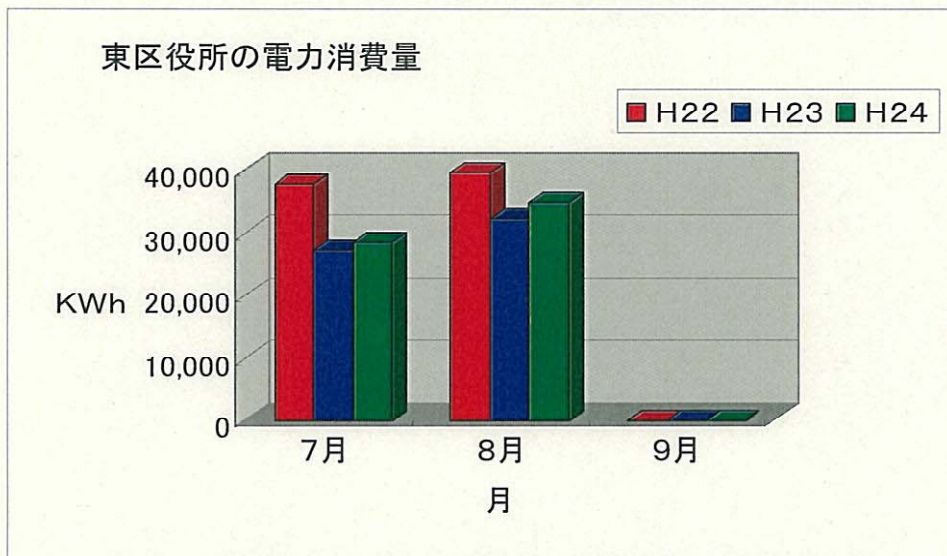
これについて、8月分の取り組み実績がまとまりましたので、お知らせします。

記

8月分の電力使用量の比較

| | H22年 | H23年 | H24年 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 全電力量 (KWh) | 39,513 | 32,042 | 34,623 |
| 開庁日数 | 22日 | 23日 | 23日 |
| 開庁日1日の平均電力量 (KWh) | 1,796 | 1,393 | 1,505 |

◎ H22年と、H24年の比較において、12.4%の減となりました。



東区・区振興課
管財会計G
永見・鈴木素生
内線 6111

区協議会の開催日程（9月下旬）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

区協議会開催日程(9月開催分)

| 協議会名 | 回数 | 日時 | 場所 | 会議内容(予定) | 傍聴定員 | 問合せ先 |
|--------|-----|--------------------|---------------------|--|----------------|-------------------------------|
| 中区協議会 | 第6回 | 9月24日(月) 14:00~ | 浜松市役所 本館2階 21会議室 | ・(諮問)平成25年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他 | 6人程度 (先着順) | 中区役所 区振興課 TEL:457-2210 |
| 東区協議会 | 第6回 | 9月21日(金) 10:00~ | 東区役所 3階 31、32会議室 | ・(報告)平成25年度区役所費予算要求の概要 ・(報告)(新)地域力向上事業再編方針 ・地域課題について ・その他 | 10人程度 (先着順) | 東区役所 区振興課 TEL:424-0115 |
| 西区協議会 | 第6回 | 9月26日(水) 14:00~ | 西区役所 3階 大会議室 | ・(諮問)平成25年度区役所費予算要求の概要 ・(報告)区版避難行動計画 ・その他 | 5人 (先着順) | 西区役所 区振興課 TEL:597-1112 |
| 南区協議会 | 第6回 | 9月24日(月) 10:00~ | 南区役所 3階 大会議室 | ・(諮問)平成25年度区役所費予算要求の概要 ・(協議)地域力向上事業 ・区版避難行動計画について ・地域課題について ・その他 | 10人 (先着順) | 南区役所 区振興課 TEL:425-1120 |
| 北区協議会 | 第6回 | 9月21日(金) 15:00~ | 北区役所 3階 31・32会議室 | ・(諮問)平成25年度区役所費予算要求の概要 ・(答申)浜松市引佐鎮玉生活改善センターの廃止 ・地域課題について ・その他 | 5人 (先着順) | 北区役所 区振興課 TEL:523-1168 |
| 浜北区協議会 | 第6回 | 9月27日(木) 14:00~ | 浜北区役所 3階 大会議室 | ・(答申)平成25年度区役所費予算要求の概要 ・(報告)区版避難行動計画 ・地域力向上事業について ・その他 | 10人 (先着順) | 浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141 |
| 天竜区協議会 | 第6回 | 9月28日(金) 9:30~ | 水窪山村開発センター | ・(答申)平成25年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他 | 10人程度 (先着順) | 天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013 |

市民部 市民協働・地域政策課 担当：白井
TEL 457-2243 (内線 2243)